

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例  
案要綱

1 改正の理由

市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和6年度における県費負担教職員の定数を改定するため、滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとします。（第2条関係）

区 分		令和5年度	令和6年度	増減
程を 含む。 育学校 の前期 課程	校長および教員	4,976人	4,934人	△42人
	養護教員	234人	235人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	267人	269人	2人
	計	5,530人	5,491人	△39人
程を 含む。 育学校 の後期 課程	校長および教員	2,814人	2,845人	31人
	養護教員	107人	105人	△2人
	栄養教諭および学校栄養職員	20人	21人	1人
	事務職員	124人	124人	0人
	計	3,065人	3,095人	30人
計	校長および教員	7,790人	7,779人	△11人
	養護教員	341人	340人	△1人
	栄養教諭および学校栄養職員	73人	74人	1人
	事務職員	391人	393人	2人
	合計	8,595人	8,586人	△9人

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例新旧対照表

旧			新		
第1条 省略			第1条 省略		
第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。			第2条 前条の県費負担教職員の定数は、次のとおりとする。		
区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)	区分	小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
校長および教員	4,976人	2,814人	校長および教員	4,934人	2,845人
養護教員	234人	107人	養護教員	235人	105人
栄養教諭および学校栄養職員	53人	20人	栄養教諭および学校栄養職員	53人	21人
事務職員	267人	124人	事務職員	269人	124人
計	5,530人	3,065人	計	5,491人	3,095人
合計	8,595人		合計	8,586人	
2 省略			2 省略		
付則 省略			付則 省略		